

「しわ寄せ」防止総合対策の概要

- 「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業・親事業者(以下「大企業等」という。)の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、大企業等と下請等中小事業者の双方が成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図り、「**大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策**」を策定(令和元年6月26日)

総合対策の4つの柱

① 関係法令等の周知徹底

- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等(地方版政労使会議を含む。)における課題の共有と地域での取組の推進
- ・都道府県労働局(以下「労働局」という。)・労働基準監督署(以下「労基署」という。)・働き方改革推進センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的・効果的な取組

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談情報を地方経済産業局に情報提供

③ 労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度の的確な運用

- ・労働局において、管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度を厳格に運用

④ 公正取引委員会・中小企業庁による指導等及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公正取引委員会・中小企業庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に指導等を行った事例や不当な行為の事例(いわゆる「べからず集」)の周知・広報の徹底

11月は
「しわ寄せ」防止
キャンペーン
月間です。

「しわ寄せ」を
生んでいるかもしません。
その発注がどこかの職場で
気をつけてください…。



「しわ寄せ」防止特設サイトから、本パンフレットに掲載している下請振興法に基づく「振興基準」のリーフレット等のほか、公正取引委員会及び中小企業庁が下請法違反に対して指導等を行った事例のリーフレットや、11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間のリーフレット、「しわ寄せ」防止のロゴマーク等をダウンロードできます。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

(R4.10)

適正なコスト負担を伴わない 短納期発注などはやめましょう。 **大企業と下請等中小事業者は共存共栄!**

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



このパンフレットには、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があること(労働時間等設定改善法)や、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」、下請代金支払遅延等防止法等に違反のおそれのある不当な行為の事例集(いわゆる「べからず集」)等をまとめています。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



中小企業庁



公正取引委員会



しわ寄せ防止
特設サイト

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法に基づき、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有效地に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、次のとおり規定されています。

労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）

（事業主等の責務）

第2条 1～3 （略）

- 4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）

2 事業主等が講すべき労働時間等の設定の改善のための措置

(1)～(3)（略）

(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合は、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

下請振興法の「振興基準」とは

中小企業の事業活動の活性化・自立、そして共存共栄のためには、利益の適正な分配等が重要であり、政府では、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」)の執行の一層の強化、違反行為の調査、措置の実施に日々努めています。

しかしながら、こうした規制法による対応にもかかわらず、中小企業に不利益が押し付けられてしまっているというような、不適正な取引が数多く存在しています。

そのため政府では、上記の取組に加え、取引慣行の改善を図るために、以下に掲げる取組を進めています。

- ① 事業所管省庁による「業種別ガイドライン」の策定・改定
- ② 各業種の主要な業界団体による「自主行動計画」の策定・改定
- ③ 経営者による取引先との共存共栄の取組を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の実施
- ④ 個別企業に対する下請中小企業振興法(以下「下請振興法」)第4条に基づく行政指導(「指導・助言」)の実施

これらの取組と密接に関連しているのが、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を確立するための足掛かりとなる「振興基準」です。



「振興基準」の3つのルール

下請振興法では、下請中小企業の振興を図るために必要なときは、振興基準に定める事項について、指導及び助言を行うことができる旨が定められています。

令和4年度の改正においては、各規定の「語尾」を整理することにより、行うべき取組に重み付け(特に①の規定を対象に、場合によって指導・助言の対象とする)することで、企業がどのような取組を重点的に行うべきかを明確に示しています。

①「～するものとする。」 → 全ての事業者が当然行うべきであると考えられる取組を示す規定です。

②「～するよう努めるものとする。」 → 全ての事業者が積極的に行うことが望ましい取組を示す規定です。

③「～することを徹底する。」 → 下請法で規律される行為を示す規定です。
(下請法適用対象外の取引では、①と同様の位置づけとなります)

以下、上記の①～③のカテゴリを示しつつ、主な規定内容を紹介していきます。

親事業者におかれでは、例えば社内研修・担当者教育等にご活用いただいたり、また下請事業者におかれでは、親事業者との交渉の際に、国が求める取引ルールとして「振興基準」の規定を示していただくといった活用方法もあるかと存じます。

各企業において営業・調達等を担当される皆様、そしてそれらを統括する経営者・責任者の皆様に、幅広く参考にしていただければ幸いです。

※下請中小企業振興法振興基準ガイドブックより抜粋



第1 下請事業者の生産性の向上、品質の改善等

親事業者と下請事業者はイコールパートナーであり、適正な取引を進め、サプライチェーン全体の共存共栄を目指すことが求められます。

【本文 重要な部分のみ抜粋】

- 親事業者は、下請事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、下請事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めるものとする。【②】
- 親事業者は、下請事業者のグリーン化、情報化等を支援し、また、下請事業者その他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。【②】

第2 発注分野の明確化、発注方法の改善

下請事業者の経営を安定させるため、親事業者には、できる限り長期的な見通しのきく発注分野の提示が求められます。

- 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下に経営方針を立てることができるよう、下請事業者に対する発注分野をできる限り具体的に定め、提示するものとする。【①】
- 親事業者は、提示した発注分野を、できる限り変更しないよう努めるものとする。【②】

発注は、必要なリードタイムを考慮して行うとともに、発注予定期量と発注数量が大きく異なった場合には、必要なコスト負担等が必要です。

- 親事業者は、下請事業者に発注するときは、下請事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注するものとする。【①】
- 親事業者は、合理的な理由なくして発注予定期量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合であって、下請事業者から要請があったときは、下請事業者と十分に協議して、製品在庫等の買取り、追加コストの支払い等の措置を講ずるものとする。【①】

下請事業者に無理なしわ寄せをしないため、親事業者には、納期や納入頻度の適正化が求められます。

- 納期及び納入頻度は、下請事業者にとって無理がなく、かつ、労働時間の短縮が可能なものとなるよう、親事業者及び下請事業者が協議して決定するものとする。【①】
- 親事業者は、下請事業者の労働時間短縮等の働き方改革の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等を抑制するとともに、下請事業者の納入事務の軽減に協力するものとする。【①】

第3 設備導入、技術向上、事業の共同化

電子受発注や電子決済等の導入を進めることは重要です。
しかし、そのために自らが負担すべきコスト等を、
下請事業者に負担させてはいけません。

- 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には、次の事項に留意して、これを行うものとする。【①】

- ① 下請事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。
- ② 電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、下請事業者の自主的な判断を十分に尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ③ 下請事業者に対し、正当な理由なく、自らの指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
- ④ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
- ⑤ 自らが負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
- ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、親事業者及び下請事業者双方の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる書面等により明確に定めておくこと。
- ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含むよう、十分な協議を行って決定することが必要です。

- 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含むよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとし、親事業者は、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする。【①】

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

- ① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ② 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- ③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して、更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- ④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。



第4-① 対価の決定方法の改善 (価格交渉・価格転嫁)

どのような取引であっても、
年に1回以上は価格協議を行うことが求められます。

- 毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。【①】

- 親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。【①】

下請事業者からコスト上昇等による対価の見直しの申出があれば、
定期的な協議時期でなくても、遅滞なく協議に応じることが必要です。

- 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。【①】

- 建設、大型機器の製造等、見積り及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努めるものとする。【②】

また、期中に労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、期中の価格変更にできる限り柔軟に応じるものとする。【①】

下請事業者の賃金の引上げを考慮に入れない協議は、
適正な価格協議とは言えません。
特に、外的要因による賃金上昇には十分な配慮が必要です。

- 親事業者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、下請事業者との間の取引対価を決定するものとする。【①】

- 親事業者は、できる限り、親事業者における賃金の引上げ率に見劣りしない水準の賃金の引上げが下請事業者においても実現できるような取引対価の決定に努めるものとする。【②】
特に、最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえて取引対価を決定するものとする。【①】



第4-②

支払方法の改善 (約束手形の利用廃止など)

下請代金は、物品受領後、できるだけ速やかに支払う必要があります。
受領後60日を超えると下請代金法の規制対象になります。

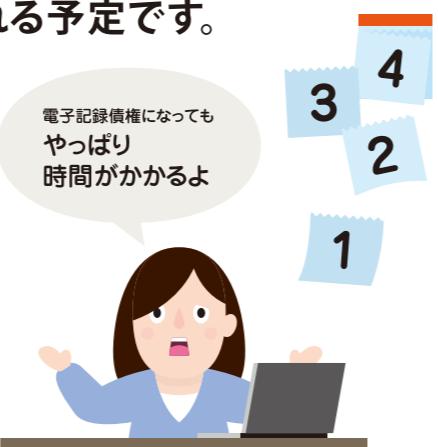
- 親事業者は、発注に係る物品等の受領後、下請代金をできる限り速やかに支払うものとする。【①】
また、当該受領をした日から起算して60日以内において定める支払期日までに、下請代金を支払うことを徹底する。【②】

約束手形・電子記録債権等のサイト(満期までの期間)は、
2024年以降、60日を超えるものは規制対象とされる予定です。

- 約束手形等のサイト(約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。)については、60日以内とするよう努めるものとする。【②】

〔留意事項〕

公正取引委員会及び中小企業庁は、2024(令和6)年までに、60日を超えるサイトの約束手形等を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導の対象とするよう、下請法の運用の見直しの検討を行っています。



約束手形の利用は、
2026年までに全産業界で廃止することが求められています。
その際、できる限り現金払いに切り替えてください。

- 約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。【②】
- 約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。【②】

〔留意事項〕

- 「成長戦略実行計画」(2021(令和3)年6月18日)において、2026(令和8)年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されています。
- 「第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」(2022(令和4)年4月22日)において、事業所管省庁から事業者団体に対し、約束手形の利用廃止に向け、各業界における具体的な段取り・ロードマップを策定するよう要請されています。
- 金融業界に対しても、2026(令和8)年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されています。

約束手形を現金払いにする際、
そのコストを下請事業者に負わせてはなりません。

- 手形等の現金化に係る割引料等のコストについては、下請事業者の負担とすることのないよう、親事業者及び下請事業者双方で十分に協議して決定するものとする。【①】

第4-③ その他の取引条件の改善

自社の納入先等からクレームが入った場合、
合理性なくその負担を一方的に下請事業者に負わせてはなりません。

- 納品検査の実施方法、検査基準、不合格の場合の取扱いは、あらかじめ下請事業者と協議して定めるものとする。【①】

- 納品検査は、定めた実施方法、検査基準に基づき、納品後速やかに行うものとする。【①】

- 親事業者は、検査を合格とした物品について、その後、親事業者の納入先等からの指摘によって引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなつたときは、親事業者がそのコストを全て負担せず、下請事業者にも負担を求めるとの必要性及び合理性の有無を十分に確認するものとする。下請事業者にも負担を求める場合には、下請事業者と十分に協議を行い、双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に下請事業者に負担させないものとする。【①】

(※) 検査合格後の返品や、費用の全額を負担せずにやり直せることは、下請法の違反に該当する場合があることに留意。

親事業者は、支給材を支給する場合、
そのルールをあらかじめ下請事業者と協議により定めることが必要です。
設備の貸与の場合も同様です。

- 下請事業者に支給材を支給しようとする場合には、保管方法、瑕疵がある場合の取扱い、所要量の算定方法、残材の取扱い、支給時期、対価の決定方法等の必要な事項を、あらかじめ下請事業者と協議して定めるものとする。【①】

- 下請事業者に設備等を貸与する場合も、支給材と同様に必要な事項をあらかじめ下請事業者と協議して定めるものとする。【①】

親事業者は、下請事業者に過度の長時間労働の強要や
割増賃金の未払いなど、働き方改革を阻害するような取引を行ってはなりません。

- 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える長時間労働や割増賃金の未払等の労働基準関連法令に違反することがないよう十分に配慮して、取引を行うものとする。【①】

- やむを得ず、短納期発注や急な仕様変更等を行う場合には、下請事業者に発生する増加コストを負担するものとする。【①】

- 下請事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握するよう努めるものとし【②】、下請事業者の働き改革の阻害又は不利益となるような取引や要請を行わないものとする。【①】



第5 下請事業者の連携の推進

(※)下請振興法第8条第1項「特定下請連携事業計画」の認定基準に関する規定です。
「特定下請連携事業計画」を策定されたい方は、振興基準の原文をご参照ください。

第6 下請事業者の自主的な事業運営の推進

親事業者は、下請事業者とその仕入先との間の価格決定に
不当に干渉したり、下請事業者の利益が不明確な協力金などの
要請をしてはなりません。

- 下請事業者が自主的に行う仕入先との間の取引対価の決定等について、親事業者は不当に干渉しないものとする。【①】
- 協賛金、協力金、陳列応援の要請など、下請事業者に経済上の提供要請をする場合には、事前に負担額や算出根拠等の条件を明確にし、下請事業者の利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。【①】

第7 下請取引に係る紛争解決の促進

取引の適正化のため、第三者的立場の相談窓口の設置や、
社内責任者・担当者への研修・啓発・教育の徹底など、
社内体制の整備が必要です。

- 親事業者は、下請事業者が取引条件について不満、問題等を抱えていないか定期的な聞き取りを行う等、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。【②】
- 第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ下請事業者からの相談等に応じるとともに、当該相談窓口を設けていることを定期的に下請事業者に通知するよう努めるものとする。【②】
- 調達に係る責任者から担当者に至るまで、下請取引を行う上で必要な関係法令等(独禁法、下請法、この振興基準、自社のパートナーシップ構築宣言など)に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施するものとする。【①】

下請事業者の取引上の意思決定を歪曲させる威圧的交渉
(いわゆるハラスメント的な交渉)をしてはなりません。

- 親事業者は、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動などにより、下請事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えること(いわゆるハラスメント的対応)で、下請事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。【①】

第8-① 知的財産の保護・取引適正化

親事業者は、下請事業者が秘密として管理している情報(秘密情報)の開示を強要したり、無断で利用してはなりません。

- 親事業者は、下請事業者の秘密情報について、事前承諾を得ずに、取得し、又は開示を強要しないものとする。【①】
- 親事業者が下請事業者の秘密情報を知った場合に、事前承諾を得ずに、利用し、又は第三者に開示しないものとする。【①】
- 親事業者は、下請事業者の秘密情報を知り得る第三者に対し、これを自ら等に提供することを要請しないものとする。【①】

第8-② 業種別ガイドライン・自主行動計画、 パートナーシップ構築宣言

「業種別ガイドライン」を遵守するとともに、親事業者は、事業者団体の「自主行動計画」に関する取組への積極的な協力が求められます。

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。【②】
- 親事業者は、業種別ガイドラインに定める内容を反映したマニュアル、社内ルール等を整備し、自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。【②】
- 事業者団体等は、「自主行動計画」の策定及び継続的なフォローアップを行うとともに、フォローアップの結果を踏まえた定期的な改定を行い、サプライチェーン全体の取引適正化に努めるものとする。【②】

親事業者は、パートナーシップ構築宣言を行い、
それを定期的に見直すとともに、
社内及び下請事業者に周知することが求められます。

- 親事業者は、公益社団法人 全国中小企業振興機関協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)に掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。【②】
- パートナーシップ構築宣言を行った親事業者は、取引適正化に係る施策の進展、取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。【②】
- パートナーシップ構築宣言を行った親事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内広報、訓示、研修等により、営業・調達等の現場担当者まで浸透するよう努めるとともに、下請事業者への周知に努めるものとする。【②】

「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買いたたき

事例① 短納期発注による買いたたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。



事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。



02 減額

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかつた。



03 不当な給付内容の変更・やり直し

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかつた。



04 受領拒否

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



05 不当な経済上の利益提供要請

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩み を抱えていませんか?



 下請かけこみ寺 にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん
が抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの
取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能

0120-418-618

[受付時間] 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



中小企業庁

(公財)全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客様からキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



電話相談

電話で相談員がお答えします

下請かけこみ寺 (通話料無料)
0120-418-618

[受付時間]
平日9:00~12:00 / 13:00~17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。



オンライン相談

オンライン上の対面で
相談員がお答えします

0120-300-217

調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る 取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこち
ら 0120-300-217



下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。

下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの
取引上の悩み相談をお受けします。

0120-418-618

14